

○公立大学法人新見公立大学教員の任期に関する規程

平成22年4月1日

規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項及び公立大学法人新見公立大学職員就業規則(平成22年規則第3号。以下「就業規則」という。)第8条の規定に基づき、新見公立大学及び新見公立短期大学(以下「公立大学」という。)における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 公立大学の教員の任期は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に就業規則第21条に定める定年に達するときは、当該公立大学の教員の任期は、定年に達する日以後における最初の3月31日までとする。

(同意)

第3条 この規程により任期を定めて任用しようとするときは、同意書(別記様式)により当該任用される者の同意を得るものとする。

(公表)

第4条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(施行日前の任用の効果に関する経過措置)

2 次の各号に掲げる公立大学の教員については、この規程の規定によらず、なお、従前の例による。

(1) 平成22年3月31日に公立大学法人新見公立短期大学の職員であった教員で地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第2項の規定により公立大学法人新見公立大学の定款の変更の認可の日当該公立大学法人の職員となったもの

(2) 平成22年4月1日以降に採用される教員で、認可の日以前に任期を付さないで公募を開始したもの

(3) 平成22年4月1日以降に新見公立大学に採用される教員で、認可の日以後に

任期を付さないで公募をするもの

- 3 前項第3号の規定は、平成25年度に新見公立大学に採用される教員まで適用し、平成26年度に新見公立大学に採用される教員には適用しない。

附 則（平成25年4月1日規程第28号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（施行日前の任用の効果に関する経過措置）

- 2 平成22年4月1日以降に公立大学に採用される職員で、任期を付して公募した教員については、この規程の規定によらず、なお、従前の例による。

別表第1（第2条関係）

教育研究組織等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
学部等				
公立大学全教員	教授 准教授 講師 助教 助手	5年以内	審査により再任することができる。	第4条第1項第1号